

監獄協會雜誌

第參拾參卷
第九號

中華民國二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾參卷第八號）（大正九年八月二十日發行每月一回二十日發行）

目次

論	說(未成年教育論(承前))	典獄莊田經綸	(一)
講	演(自由平等思想に就て(承前))	東京帝國大學文學部 助教 授文學士 大島正徳	(二)
統	計(大正九年七月中人出監並月末在監人員表外三表)		(三)
譚	叢(時事だより)	甲 突 生	(一九)
寄	書	性慾的關係の犯罪者	大阪 菊屋哲公 (一)
	犯罪の性質と諸方面の觀察	東京 勝水淳行	(三五)
雜	纂	予は看守諸君と語る(四〇)	典獄有馬四郎助 (四)
	藥籠(一九)	大阪 菊屋老龜	(四六)
	幼年監に於ける司獄官の帶劍に就て	小橋川生	(四九)
	米國に於ける看守の試験問題と答案(一)	立 知 生	(五〇)
彙報 叙任 會報 公文			
(五一)			

監獄協會雜誌第叁拾叁卷第九號

論 說

未成年教育論 (承前)

典獄 莊 田 經 綸

心理學に就きては古來殊にウオルフ以降心的作用を知情意に分説するよりして心的現象は實際に於て分割し得るものゝ如く思ふは全く誤れり本來心的現象は統一的のものなるが故に或物體の如く決して分割し得るものにあらず畢竟此區別は研究上の便利に出でたるに過ぎざれども姑く此區別に従ひて三者中何れが他の二者に對し主たる動作即ち根本的作用を營むものなるかに付きては主知即ち知力を主となすもの主情即ち感情を主となすもの主意即ち意志を主とする所のものゝ三個の説あり主知説(Intellectualism)更に分かれて能力説聯合説表象機制説に分かれたれヘルバルトは能力説の誤解を排して表象機制説を創立せしものにして其主知學派なるに對しスペンサー、チルレル、ホルウキツツ等は

主情説 (Aesthetismus) を持し主意説 (Voluntarismus) は ショッペンハウエル、ヴント、バウルゼン等 是を主張せり。是等諸説は何づれも多少の批難を免れず。主知説中の能力説の非なることは前に叙述せし所によりて明瞭なり。聯合説は表象の多様な結合が聯合の法則によりて器械的に行はるゝことを云ふものなるも所謂其法則は假説にして勿論條理ある説明をなし得ざる缺點あり。表象機制説は之に比すれば幾分か優れるものもあるも二説俱に未だ其不完全を免れざるは前述の如し。今再び之を言へば表象は外部的のものなるが故に心的現象の單純且不可分なる根本的要素となすべくもあらず。加之表象そのものは變化極りなく表象相互の間には統一なし。従つて是れのみによりて心意を統一を説明すること能はざるの缺點存するに因り到底主知説を採用し難く主情説に就ても亦同一の理由よりして心的經驗の統一を説明する能はず。若し夫れ主意説に至りては斯る缺點を認めず何んとなれば意志は其量と時とに従ひ増減あるも其性質は常に一定するが故に意志を心意の根本的要素と見ることは大體に於て正當なるが如し。然れども主意派の最も有力なるヴントの説明の如きは未だ完全のものと謂ひ難く其不備の點は單に前述せし所に止まらず尙又大なる抵觸を發見せらる。即ち一方に於ては意志に依りて心的過程を統一することを云ひ他方に於ては意志は心的過程の統一的結合なるを云へることは是なり。ヴント自身も之を自覺し此缺點を彌縫せんが爲に前者を現實的意志 (Actualer Will) と名づけ之に對して後者を潛在的意志 (Potentieller Will) は潛勢的エネルギーなど稱し居れども後者は經驗を超越せし觀ありて實驗主義の元祖たるに似合しからず。且夫れ主意説を持するものゝ言に之を聞く曰く個人の成育初期に在りて主要な

る心的現象は意志にして成長するに従ひ知的活動強勢を呈するにより意志は心意の根本的作用なりと之を進化論者の説に従つて觀察せば此説未だ必ずしも是ならず。進化論者は曰く植物の種子の土中に置かるゝや其當時に在りては生長後の根幹さては他日發育すべき若干の枝葉は見る影だに無く唯だ混沌たる無差別の體あるのみ。然れども既に業に後日幹たり根たり葉たるの因子は全く此中に包有せられ居るなり。禽鳥の卵も亦た斯くの如く之を人間に見るも事全く相齊しきものあり。夫れ人間の未だ胎内に在るときは如き生れて直ちに呱呱の聲を揚げたるときは如きに際しては其心的内容心的作用たる固より混沌を免れず。即ち無差別を見るも雖ども知情意は既に此中に包有せらる。豈に獨り意志のみ之れ生ぜんや其生ずるものは笑ひ只感情のみならんや知力も亦生ず。蓋し其の一のみを選びて根本的のものとなすは當らず。寧ろ混沌狀態より定形に無差別より差別に進化するものと見るを正當とせずや。今は廣さを分類するに代ふるに發達の程度即ち高さに従ひて分類すべきなりと論ずるものさへあり。此れ亦た一理あるなり。然らば則ち意志のみを以て根本的の心的現象となす所の主意説の價值や智者を待ちて後ちに知らざるなり。茲に於て勢ひ一種の哲理を想起せらるゝものなり。即ち哲學上の實用主義 (Pragmatismus) を抱持するものが宇宙は完全なるものにあらざりて未完未了のものなり。されば經驗によりて眞理は増加し終に完全となるべしと云へりしことは是なり。而して之を心的過程の上に見るに亦た斯くの如く云ひ得らるべきを疑はず。究極する所之を理論上より云へば心理的學説の完備は前途猶ほ遠遠なりと謂はざるべからず。然らば則ち學者頻りに實驗を絶叫して思辨を嘲笑すと雖ども現今に於ける進歩の程度を以てし

ては思辨も亦た時に之を採用するを拒むべからず況んや實驗論者の側より觀るも思辨を輕視する所以のものは只其未だ實驗を経ざるに依るのみ換言せば實驗に先だち推定せし結果たるが故のみ若し或は實驗後の結果が終に思辨的推定の正當なることを立證するやも知るべからず而かも其思辨其推定が大思想家大天才の腦裏より出て、萬世を支配し後昆の規準たり得べき底の眞理なるもの多々存するをや然りと雖ども大體より觀察するときは言ふ迄もなく主意説は主知主情の二主義に比して進歩し且つ比較的完全にして猶ほ又實驗は思辨に比し正確なるが故に現代に於ては兎に角實驗主義且主意説を推獎し之に従はざるべからず左ればとて主知主情主義の唱ふる所と雖ども其説將た又思辨に基くものにも適當にして而かも主意説殊に實驗に抵觸せざるものは之を斟酌するに於ては寧ろ中庸を得るものあらん。

抑も意志を解するに廣狹の二義あり前者に従へば既述の如く意志過程が多數の要素的心的過程より構成せられ感覺感情表象情緒等より本能運動習慣運動乃至高等なる有爲行動に至る迄の總てを包容するものとなし其後者狹義に従へば熟慮決定を経て始めて實現せらるゝ所の明瞭なる表象 (Vorstellung) を有する意識行為にのみ限らるとなせり而して廣義の意志に屬する所有ゆる行動を教育の目的に契合せしむべく陶冶するには蓋し主として感情に關する方面を研究せざるべからず此れ何の故ぞ彼の意志の行為を見るに感情先づ生じ其度強勢を呈して情緒に變じ此情緒が突然に變化して其終りを告げし時に始めて之を意志行為と名くるなり故に感情を練り高尚優美なる情操を涵養して意志の強固を計らざるべからざるを知悉すべし又狹義の意志を教育するは畢竟被教育者をして正當なる判斷と確固たる決定により意識的に自己の行動を規定し得べき人たらしめんと欲するに存し此目的は純然たる意志の方面を研究するによりて達せらるる是他なし心意の實行は意志の作用に屬すればなり學者概ね彼の情意教育を主とする手段を訓育 (Nurture) と稱し知能を進むるを以て目的とせず教育手段を教授 (Unterricht) と名づく獨りヘルバルトは教授を解して被教育者の表象界に其意見を啓發し之をして高等なる眞善美に對する興味 (Interesse) を起さしめ終に此興味の媒介に依りて意志陶冶殊に高尚なる品性を涵養するものとなして之を教育的教授と稱し普通の教授が主として單に知能の啓發を目的とするものと區別を立てたり是亦一種の見解にして其目的が意志の教育に存となせるは確に卓見と謂つべきなり然りと雖ども教育は心意の實行を以て最も必要とする點より見て須からく重きを訓育に置かざるべからず斯く論じ來らば或は知情の教育は等閑に附するも意志さへ教育せば可なるが如く思惟するものなきを保せずと雖ども決して然るにはあらず是等も亦須要なり請ふ其事由及知情意教育の關係を語らしめよ夫れ身體をして能く發育せしめんとするものは先づ滋養物を攝取せしめ傍ら攝生運動を怠たらざることを肝要なり心的の發育に付ても亦た斯くの如く或とを教へ其何たるを知らしめ又諸種の技藝を覺えしむ是則ち知能の滋養物を心に攝取せしむるに外ならず然れども固より是れにて止むべきにあらず更に進んで感覺感情知覺觀察注意記憶理解の諸力を練習し以て知能を啓發すべきは宛も身體の發育に於ける攝生運動の屢次反覆して強壯を贏ち得るに髣髴たり斯くの如く知識作用には知識の注入と諸方面の練習重

要なり而して教育者の位地に立つ者は是等教授を營むに方り被教育者の興味を喚起し其快感によりて勉勵の習慣と研究の精神を昂め善惡に對する明瞭なる意識を有せしめ善に從ひ惡を避けんとする鞏固なる意志を發育伸暢せしめざるべからず即ち前記の如く知識を供給するは心の實質を補充するに在りて之を教授の實質的目的と云ひ之れに反して心力を練習し興味を惹起するは其要形を練達するものにして教授の形式的目的と稱し此實質形式の兩目的の調和必要なり學者或は此見地に基く教授に訓育的教授の名を以てせり之を要するに知を得情を練り意を強くするは何れも缺くべからず互に相依り相助くるにより教育の目的を達成し得るものなり假令教授によりて人の踏むべきの道其從ふべきの理に通曉し實地的知能を得るとも之に適應すべき情意微かつせば所謂知と行とは合一せず換言せば行は知に伴はず遂には知の實益を失ふに至ることは何人も平常往々目撃する事實なり故に善を敬愛するの情と之に従ひ實行するの意氣なかるべからざるなり然り此情や所詮は規律を尊びて從順を將來し此意や畢竟事業を重んじて勉勵を惹起するに在りて存し是れよりして一般意志の前に個人の意志を屈し公益の爲に私利を捨て國家の權利を伸暢するの故に臣民の義務を果たすの氣風を作興す然らば則ち國家爲に興り社會爲に安く民衆爲に幸ひに自己も亦德器を成就すべきなり嗚呼教授及訓育の調和完成は貴重なる哉彼れ未成年因と雖ども如上の如き教育を以て之に臨みなば其惡性を善化すること豈に難しとせんや然りと雖ども以上は唯だ一般的理論の方面を語りしのみ是を未成年因教育に關する實際の上に應用するには亦た相當の方法なかるべからず今左に必要を認むる所の事項を掲げて考究せんとす

第一禀賦發見を目的とする知能檢定の方法之を普通の兒童に對する教育上に就きて云へは個性の發達特に天性の狀態知力德力體力の程度其特徵を發見して出來得る丈且つ許し得る限りに於て被教育者の勢力興味及其個性禀賦の特質を自由に發揮開展せしめ依りて以て被教育者自から其知識認識能力を自から開拓精練せしめ是を基礎として被教育者の所有ゆる活動を建設し之を行ひ得る様に導かざるべからず然り而して此目的を遂ぐる爲には先づ各人の知能を檢査するの必要を生じ第一に其年齡に應じて知能發達の階段を知り之れに基きて其平均知能線を劃し是を分界として其高低の程度を明かにし其他試験に依りて各個人の特徴を定め置きたる後之れに順應すべく教授し訓育すること眞の教育の本旨に副ふものと謂ふべけれ彼のシテルンガ心理學中に個人差別の心理學てふ部門を創開して其開祖を世に誇り得る所以のもの實に茲に存せり意ふに苟くも教育の任に當るものは皆な心を此處に致して始めて眞個の教育を談じ得べしと謂ふも過言にあらず今知能檢定の内容を少しく平易に云へば感覺的及知的注意記憶想像及思考等智情意に互り一々檢査を施し尙ほ進んては諸能力の關係及活動に現はれたる綜合的方面並に環境の影響をも明かにし之を既に業に佛のネージモン獨のモイマン米のテルマン等の苦心と幾多の實驗により定められたる知能檢査の標準即ち平均知能の水準線に照して果して普通平均なるか又はより以上なるかより以下なるかを判定し又他の一方には前記諸能力に就き孰れの點が發達し何れの所に缺陷あるかを見定めたる後之に順應したる教育詳言せば其缺陷ある能力に對し練習陶冶等其能力の發達に効果ありと認められたる教育手段即各種の意志陶冶に盡瘁せざるべからず蓋し普通

の兒童乃至少年に在りては被教育者多しと雖ども殆んど普通のものにて不良性を帶ぶるが如きものは稀有の例外に屬せるに反して若し夫れ未成年因に在りては所謂普通被教育者に例外なる所の不良悪性の徒輩に過ぎず語を換へて云へば變異は其性を成し偏癖は其能力を制し心理的に缺陷多く生理的に發達乏しきが故に普通少年に對する教育手段は直ちに未成年因教育上に轉用し易からず縱令之を轉用したればとて肝腎なる効果に至りては甚だ之を疑ふ其何人より見るも効果の的確を許容せんは蓋し未成年因に對する特種なる知能檢定を實行し年齢の高低に従ひ總ての心的要素の状態諸能力の質及量を檢査し之に適應する教育を施すに在るなるべし但し此れが實行は頗る困難にして下の如き難關を通過せざるべからず(一)検査の爲に現在の職員以外に此任務に當り其責任を完うし得る底の醫師を増員し相當必要なる器具の設置は勿論若し能ふべくんば完全なる研究所若くは研究室の新設を望むを以て此希望を滿たすには多額の經費を要すること(二)普通の被教育者は本來普通の心的情態を有するが故に多數の者に自から通有の點あるも未成年因に在りては則ち然らず諸能力其他に付き變異あるものにして變異其ものゝ性質として其缺陷の程度一樣ならざれば多數者の間に通有せる點乏しきにより唯だ知的教育又は教授により多數者を一堂に集め其知の程度に従ひ幾許乎の階段に區別して之を教育すること難からずと雖ども特に未成年因に最も重要な心的實行方面に密接の關係を有する情意に教育は情意其ものが個人により著しき差別あり剩さへ未成年因は其異同更に甚しければ勢ひ個別的に訓育を行ふことを逸すべからず然るに現在の獄舎の收容力及職員の員數等にては是れが實行に支障尠からざるを

以て改革を施さるべからざることは是れなり予は數年前より未成年因に對する知的檢定を企圖せしも事意の如くならず從つて未だ正確なる研究の結果を得るに至らざるを耻づ。

第二改惡遷善を目的とする教育に従事するものは渾身の努力を覺悟すべきと、教育が改惡遷善の効果を收め得べき否やに就ては古今を通じて人互に見を異にし動もすれば正反對に分かる以て總てに對し不可能とするもの次の如しカントは惡の範疇より善の範疇に移るを以て解すべからず即ち惡人が善人に化するを以て奇怪なりとなしショッペンホウエルも亦人の惡性を變じて善性とする能はずと云ひ佛のリボーは教育は通常の人物の外之を施すも無効なりと稱し獨のモイマンは其陶冶實驗上より次の如く云へり基本的の能力は特殊の形式的精神練習に依りて著しく効果を奏するも高等なる能力に對しては效果少く極めて素質弱きもの及精神的缺陷あるものに對しては斯の如き練習を加ふるも效果なしと之に反して十八世に於ては教育の勢力を見ると重く概して教育の萬能を信ぜり是れ決してエラスムス・バセト、フヒテのみに止まらざりし又ヘルバルトは人性の陶冶可能なるを唱へリギョルの如きも教育は惡性のものを矯正し得となして左の如き例を擧げて之を立證せり即ち佛國ルイ十四世の孫に當るブルゴク公資性剛愎不遜にして氣粗く心怒り易く且憚惡に加ふるに殘忍酷薄なりしが學士ブエネロンの教育に依りて其惡癖邪習は立派に矯正せられて溫良恭謙にして仁愛深く艱苦を忍び己を持すると嚴に飽迄も義務を盡す有徳の君子となり全然別人の如く變化せし事跡是なり抑も此の兩反對の説は孰れが正當なるかカントの如きは前示の如く無効説を唱ふるかと思へば亦一方には別に所を換へて

人生を完全にする秘訣は教育に存するなりと云ひ即ち前後の兩説は互に牴觸を免れざるが故に強ち不可能説にのみ信を措き易からずシヨッペンホウエル、リボーの輩は其説全く自家の獨斷に出づるが故に輒やすく其説に耳を傾け難きなりとて教育萬能論さてはヘルバルトの主張も其思辨的なるはシヨッペンホウエル、リボーと伯仲の間に在りて就中萬能説に至りては寧ろ後者に對して遜色あるを想はしむ唯だ夫れモイマンの説は實驗に基くが故に反證の以て之を覆へすなくんば須らく之に聽かざるなきを得ずリギヨルの引證は蓋し事實に相違なからんも只一個の事例に止まりモイマンの夫れの如く數多の實驗よりして歸納せし概念にあらざれば其證明力の價值は固より同日の談にあらざるなり然らば則ち主としてモイマンに従ひリギヨルの引例を參考に資して次の如く云ひ得べきか教育は普通人に對しては可能なれども罪囚の如き精神的缺陷あるものに對しては效果微弱なりと、思ふに本來人は遺傳によりて支配せられ而して遺傳は可塑性を有し且各人に特質を具へしめて後天的に變化すると困難なり只適應即ち外界の境遇生活の條件を刺激によりて之を變じ得べきのみ之を例示せば生れながら穎悟のものは之を教ゆれば乍ち其效顯はるゝに反し天性魯鈍なるものは教ゆるも感應の微弱なるを免れず所謂此れ特質より來たる教育的制限にして其他氣候地質社會狀態も亦制限を與ふ然れども氣候以下は境遇を選擇して變化せしめ其自から選擇を變化せしめ能はざるに於ては教育者代て之を選択し變化せしめ以て適應を得せしめ其特質に付きては善良なる經驗によりて之を刺激して且つ刺激を反覆して後天的に獲得せし善良なる傾向及習慣を形成す茲に於て乎先天的不良の特質及生後の經驗境遇其他より培

醸せられし所の從來の邪惡の傾向を矯正して善良なる所謂第二の天性を形成し乃ち教育の目的を貫徹し得るなり但し其特質の不良特に精神的缺陷に因るものに在りてはモイマンの立證せしが如く奏效困難なり然らば則ち殆んど其總てが精神的缺陷を有する彼れ未成年因に對する教育に在りては其困難や實に想像の外にして亦絮説を要せず然れども前記リギヨルの例證より推及するときは未成年因と雖ども之に臨むに教育上相當の方法を以てせば強ち無効にあらざるべし否な效を奏するを得べし何をか相當の方法と云ふ主として注意の努力を厲行せしむることはなり夫れ惡事を敢てするは衝動的感情が意識を占領して注意の焦點となるよりして聯合活動は解放せられ邪惡の行動實現せらるゝなり此場合に於て衝動的感情に代へて理想的動機及抽象的表象を注意の焦點と爲さば善良なる行動の實現を見るべし然るに衝動的感情は興味を伴ふが故に頻りに注意の對象たらんとするに反し理想的動機及抽象的表象は興味深さを以て動もすれば注意より逸し去らんとするが故に常に自己に偏向する情慾を驅逐し排斥し之に代ふるに己に反對する所の理想的抽象表象に基く動機をして意志を占領して注意の焦點となさしむること即ち注意を茲に集注することに努力せしめ尙ほ更に之を援助すべき聯合者を喚起せんには大に其衝動力を増大して遂に行動を實現し得べきなり果して然らば惡性の未成年因に對する教育と雖とも斯る實行に努力せんには教育の眞價を發揚し得べし然りと雖ども其所謂努力なるものは竝大抵のものを指すにあらずして眞に渾身の努力を捧ぐるの覺悟を要することを牢記し且つ之を實行せざるべからず然らざれば未成年因の多くが永しなへに其惡性を逞うするに至らん嗚呼危險なる哉。(未完)

自由平等思想に就て (承前)

東京帝國大學文學部
助教授 文學士

大 島 正 徳

是れから平等の思想といふことに付て理論的に少し御話しやうと思ひますが是は今申す自由といふ觀念から引出して説明することが出来る。人間は誰も彼も自由意志的存在であるといふ限りに於きましては、何人も同等である。即ち人格といふものは平等でなければならぬといふ理由は、人間は自由意志的存在であるといふ點に於ては、如何なる人も平等であるからであります。其人間は物質ではない、禽獸ではない、物質や禽獸の如く人間を取扱ふといふことは人間を不平等に取扱ふことでありまして、各々人である以上は各々意志を有つて居るのでありますから、其意志を尊重しなければならぬ。假りに罪人であつても罪を惡んで其人を惡まずといふ如く、彼が如何様な思ひを有つて居るか其思ひに對しては尊重しなければならぬ。昔の刑罰は人を物質視して仕舞ふのであるが、其の意志に付ては十分認めてやらなければならぬ。さうしてそれを人間的に取扱ふやうな方法を見出すべきものであらうと思ふ。是は人格が何人も平等であるといふ理論的の根據からいふのであります、何人も自

由意志的存在である、其意味に於ては何人に對しても敬意を拂はなければならぬ。何人の意見も相當に尊重しなければならぬと思ふのであります。是が輿論を尊重するといふ基礎になるのであります。能く輿論尊重といふ聲が近頃行はれて居りますが、それは何かといふと、多くの人々は皆意志を有つて居るものであるから、其多くの人々の意思を尊重しなければならぬ。是が輿論を尊重する所の理由であります。故に人に向つて取扱ふに當つては、如何なる人にも其人の自由活動の出来るやうなことを均等に許すことが相當である。斯ういふ意味に於て所謂國民生活の上に於きましては、政治上に於て普通選舉にすべしといふ議論も相當な理由を有つて居る。何人も參政權を有つて自由意志的活動の出来るやうにするといふことは當然でありますから、當然其意味が其處に現はれて居るのであります。或は労働者の人格を認めよといふやうな聲も盛んに起つて居り女工の人格を認めよといふ聲も相當に唱へられて居りますが、是も人間の自由意志的存在からいふと當然なことであり、或は八時間労働とか、或は産業上労働者の意見をも容れるべしといふ議論のあるのも當然なこと、謂はなければならぬ。或は失業者の保護、——政府に於ては役人の首を誅するといふことがあつても、唯首を誅するのでなくしてさういふ場合には相當な手當を加へて免職するとか、休職せしむるといふことがあるが、——然るに今日の産業組織に依りますと、要る時には人を集めて、用が無くなつたら直ぐ解職してしまふといふことは甚だ困る。矢張りさういふ者に對しては相當な善後策的取扱をするのが至當であるといふやうな議論もある。是等は皆人格を尊重し、其意志を酌んで行かなければならぬといふ所から、さう

いふ議論が行はれることと思ふのであります。

兎に角人間は人格としては自由意志的存在である限りは何人も同等であるといふことは言つて差支ない。けれども丁度前に人間は自由を求むることは宜しいと言つた時に、其自由は我儘勝手ではないといふ註釋を爲す必要があつた如く、人間は人格上平等であるといふ説を爲すに當りまして、他面に於ては人格の差別を認めなければならぬといふ議論が必要になつて来る。即ち自由といふことに對して法則が必要である如く、平等に對しては差別といふことの解釋を明かにせぬと、折角の平等觀も減茶苦茶になつて仕舞ふのであります。能く言はれるやうに、近頃は平等思想が流行つて困る、彼に日給を日に十圓やるならば乃公にも十圓寄越して宜いではないか、それを乃公には五圓しか呉れないのは不公平であるといふことは間違つた考である。何ても彼でも平等であるといふならば、偉い人も偉くない人も、即ち賢者も愚者も、能力有る者も能力無き者も減茶苦茶である、世の中を皆平凡にして仕舞ふといふことになるのであります。是は眞理でないことは明白であります。

今言ふ通り、人間の自由意志的存在であるといふことに付ては、誰も彼も平等であります、其自由意志的活動を如何様にするかといふことに付ては各々相違がある。それは大に戰時に勇敢なる活動をする人もあるし、盛なる仕事をして大なる結果を收むる人もあるし、何にもしないで遊んで居る人もある。人間は自由意志的存在であります、其の意志活動たる所以を如何様に發揮して居るかといふことに付ては、賢愚、能不能の區別があります。此區別を明かに認むることは當然なことであ

つて人格の平等と共に其差別を認めねばならぬことが當然出て來るのであります。此區別を認めなければ何にもならない。例へば我々は食ふことを要求する。着ることを要求する。食ふといふことは誰でも許さなければならぬ。着るといふことは誰にも許さなければならぬ。着る意志があり、食ふ意志があるといふならば誰にも食つたり着たりする意志が尊重されなければならぬけれども、大に働いて腹の減つた人と少し働いて食慾の少ない人とを其食ふことに於て平等に取扱ふことは間違ひであります。澤山働く人は澤山喰はなければならぬ、又大きい人は布を澤山用ゐなければならぬ。小さい人には少してもよい。即ち食ふといふ權利、着ると云ふ權利は平等であるにしても、如何に食ひ、如何に着るかといふことは區別をされなければならぬ。假りに言論の自由といふことは憲法に於て誰にも許されて居るが其自由をどれだけ味はふか、どれだけ用ひるかといふことは、言論の出來る人と何にも出來ない人とは區別をしなければならぬ。職業は自由であるが、工業をする人と商ひをする人との相違は認めなければならぬ。所が人格が平等であるから、仕事をする者も、しない者も平等に月給を寄越せといふことは間違ひである。假りに普通選舉となつて參政權を許されても、或人は權利を正當に使ふ、即ち己れの好む候補者に向つて清き一票を投ずる人もある、或は情實の爲めに權利を枉げる人もあるかも知れぬ、或は之を賣つて仕舞ふ人もある。要するに之をどういふやうに使ふといふことは人々に依つて違ふ、是は人格の差別である。此差別といふことは當然認めなければならぬことであります。假りに財産利益といふものを平等に分けるとする。或人は之を利用して財産を殖す、或人は之を使つて無

くして仕舞ふ。さうすると良く使ふ人には澤山やつても宜いが、能力のない人にやつた所が仕方がない。各々能力が違ふ、之を認めなければならぬ。重ねて申す通り、人格は自由意志的存在であるといふことは何人も平等でありますが、其意志活動を如何様にするかといふに至つては無學者、學者、大人、小人の間に非常な區別があるといふことを認めなければならぬ。是が人格の差別を認める所以であります。此差別を明白にすることが必要であつて、之を無茶苦茶にすることは所謂惡平等に陥るのである。即ち平等思想といふものは動もすれば惡平等に陥るのであります。此惡平等に陥ることは今日の危險思想の一端であります。

此人格の平等と差別といふことは、一面に於ては差別であるが、一面に於ては平等であるといふことを申しましたが、其事を今少し立入つて御話すると斯ういふ風に考へらるゝ。大凡物を考へるに付きまして、考へ方に色々の方法がある。それは何であるかといふと、物を靜的に考へるのと、物を動的に考へるのと、斯う二つある。又一面に於ては物を形式の上にならぬと考へるのと、物を内容の上に考へるのと、斯ういふ二つの考へ方がある。又物の資格に於て考へるのと、其實際の運行、實際の行使を考へるのと、二色の考へ方がある。さういふ考へ方に基いて今の人格の差別、平等といふことを考へると、斯ういふ風に言へやうと思ふ。即ち人格を靜的に見たのである。之を形式的に見たのである。或は資格に於て見たのである。然るに人格の差別に付て考へるといふことは、人格を動的に考へることである。或は内容に於て考へることである。或は人格の行使運用に付て考へることである。斯うい

講

演

風に考へて差支ないと思ふのであります。即ち人たる所以に對しては、形式的には自由意志的存在であるといふことは何人も同様である。其處に人として置いて見たならば、其の人としての資格に於て同じことである。例へば學校の生徒が大勢居る、學校の生徒として其處にちゃんと置いて見るときには、靜に置いて學校の生徒であるといふことは皆同じである。然るに之を動かして見て、算術なり英語なりの範圍に付て働かして見ると、其内容實力が非常に違ふ。即ち生徒たる資格は同じことであるが、生徒たる働に於ては、或者は名譽を擔ふに至る人もあるし、或者は不名譽を擔ふに至るやうな人もある譯であります。即ち生徒たる人格に於ては誰も彼も平等であるが、即ち其人格を靜的に置いて見るならば同じであるが、生徒たる人格を働かして見ると非常な差別がある。生徒たる資格も大切であるが、其差別も非常に大切である。我々は人格を認めなければならぬが、其人格に差別を置くやうに努力しなければならぬ。先程例に引きました通り、誰も國民としては參政權を欲しい、そこで參政權を與ふると、それは國民たる資格に於て平等を得るけれども、資格を得ていざ選舉となるときには、其選舉權を賣つたり、情實で投票するといふことになる、其内容は零である。其得た資格を本當に働かして、人格的力量を現はして、差別を示すやうにする必要がある。茲に人格の平等を認むるといふことは、當然人格の差別が明瞭に現はれるやうなことになるなければならぬと考へるのであります。尙ほ例を以て申しますと、例へば競争者がある、誰も此競争者たるものは平等に認めなければならぬ。即ち出發點に立つ時は靜的に其資格形式に於て誰も同じやうに一線に立たなければなら

ぬけれども、此平等の待遇を與ふるのは此人間を平等にして仕舞はうといふのではない、却て差別を見出さうとするのである。即ち駆け出してから本當な眞の力量を見出すのである。平等に置くといふことは、誰が一番能く走るかといふことを認むる爲めである。故に人格の差別を公平に認めむが爲めである。今日の平等論を爲す者が、單に所謂平等を唱へて、誰にも彼にも同じやうに負けても賞品を寄越せといふ意味とするならば、其は平等ではない。即ち自由活動の機會均等、走る者は何人も同じやうに駆けられるやうに、自由的活動の出来るやうに一樣に認めなければならぬが、駆ける場合に於ては駆けられる人はウント駆け、駆けられない人は仕方がない、各々其値打を認めなければならぬ。此の如く人格を同一に取扱ふといふことは人格の差別を明白になるやうにするが爲めである。然るに今日の平等論を爲す人のやうに、何でも彼でも同じやうにするといふことは是は間違つて居る。我々は平等といふことは機會均等の意味に於て求むるのであつて、實際に於ては各々の人に區別があるのは當然である。平等は人の差別が現はれる爲めに求めなければならぬ。是が眞の平等であるといふは、ければならぬ。差別を無くして仕舞ふといふ平等は悪平等であるといふは、是は眞の平等ではない。色々政治上の問題、産業上の問題、社會上の問題に於きまして今申した通り平等思想といふものが方々に擴つて居る。それを正當なる意味に於て理解するならば、是は一向不都合はないことであつて人間は自由意志的存在である限り、自分の自由の活動の出来るやうにして置かなければならぬ。唯靜的に自由意志的存在なることを認めて、動的に其の實際實力の活動から差別の生ずることを認めな

ればそれは眞の人格解釋ではない。其區別を無くして仕舞ふことは洵に不都合な考である。さういふ所に今日の危險思想が擴つて居ると思ふのである。唯財産を平等に分つなどいふことは、是は洵に其人の能力を無視して居るものと謂はなければならぬ。尤も或意味に於てはさういふ論者に相當の理由もありませうけれども、我々は如何なる所にも何人にも財産を得ることの出来るやうな機會に平等に置くことが必要である。或人は働くことが出来ないといふことは困る。其働く人が財産を澤山持つといふことは正當である。選舉權又は被選舉權といふことは是は資格でありますから、之を平等に認めた所が、選舉權があるから當然乃公も衆議院議員になるといつても仕方がない。詰り政治上の平等の機會を與ふるといふことが選舉權被選舉權を與ふるといふことである。けれども誰が議員に出るかといふことは力量に依つて區別されなければならぬ。我々は此現代に於て機會均等主義で、人間といふものは自由意志的存在である限り、其自由活動の出来ることを何人にも希ふのでありますが、其結果、其働きに於ては大に區別あることが當然でなければならぬ。是が公平なる取扱であると思ふのであります。

斯ういふ問題を色々例を取つて、社會問題に觸れて申しますと色々ありますが、それは長くなりま

すから理論的の解釋に付て申すに止めて置いたのであります。最後に一言して置きたいことがある。それは自分等の關係することでありますが、諸君などに於ては横の問題になるかも知れませぬ。近頃平等々と申して、政治上の平等、産業上の平等などいふことが言はれますが、其平等といふ意味

とは私が今申す通り、何人にも其場合に應じて働くことの出来る機会を與ふるのである。斯ういふやうに解釋したならば、最も不當なる取扱は何かといふと、私の考では、唯政治上の權力をどうするか、産業上の利益をどうするかといふことよりも、最も根本的のものは人間の教育の程度を平等に高めるいふことが正當なることと思ふ。今は義務教育といふことが行はれるやうになりましたが、義務教育は國民の總ての能力の水準を上げて、出来るだけ活動をさせる爲めに行はれて居るのである。けれども今日は六年に過ぎないのでありまして、或人は非常に小學校で出来て、家庭が貧乏の爲めに進むことが出来ない、或人は裕福である爲めに馬鹿でも進むことが出来る。斯ういふことになる人間は能力を或所で限つて仕舞つて居る。或人はモット活動が出来たのを不自然に止められて居る。前に言ふ通り、競争の時にはスタートを同じやうにすることが必要である。國民のスタートを同じやうにするには、義務教育を理想としては十年まで高めて、何處の子供も其能力を平等に出発することの出来るやうにして、其者の活動を能くさせて、出来る者は出来る、出来ない者は出来ない、或は學問は出来ても他の事で劣る者もある、色々な者がありませうが、學校を出る時に國民の能力を同じやうに出来るだけ進めて行くことが親切な仕方であると思ふ。或者だけが能力を練ふことになりまして、是は不自然なものが生ずる根本ではないかと思ふ。今日の社會問題が起る、貧富の懸隔が起るのを、若し貧者の子供でも一樣に教育して、社會に立つ出發點を高めて一樣に教育するといふことであるならば、社會生活は餘程公平に行はれるものと思ふ。それは唯原則として財産を平等にするといふこと

とは違ふ、人間其物の能力を人間としてさういふ活動の出来るやうに機會均等主義を教育上で明かにするといふことが最も大切な根本的のものでないかと思ふのであります。斯ういふことにするならば恐らく犯罪問題も餘程減じて來ることでありませうし、社會問題も國民全體の教育が高めらるゝならば緩和されて、早く解決が出来はしないかと思ふ。是は今日明日の問題でありませぬけれども、此社會此國家を改善して行くには我々が此事に着眼しなければ外の事をやつても百年河清を待つ感じがするのであります。斯ういふことに付て一般の人々の其聲の盛になることを希望するのであります。是で私の今日御話しようと思ひました大體の要旨を終へたのであります。少しく咽喉を痛めて居りまして甚だ御聴き苦しいことであつたと思ひます。是で御免を蒙ります。(完)

刑名	刑期	男	女	計	前月未日 現在	前年同月 末日現在	前月比較	前年比較
無	十五年以上	一、三六五	三〇	六六五	一、四〇一	一、三三〇	七	六九
憲	十五年未滿	一、七七三	五〇	一、八二三	一、九六七	一、七五二	九	九二
役	十年以下	九、七三三	三、五二	一〇、〇〇五	九、六六七	九、六六六	一	五九
	五年以下	八、〇三三	三、六九	八、三三三	八、三三八	八、二六六	一	四四
	三年以下	六、五九一	二、七六	六、八八九	七、一七二	七、一七二	〇	三八
	二年以下	九、一〇一	三、四九	九、四四〇	九、六六〇	一〇、七五五	一	一、五八
	一年以下	七、〇〇七	三、四四	七、三三一	七、四五六	九、二七七	三	一、九六
刑	六月以下	三、〇〇九	一、六〇	三、三三九	三、三三八	四、五五〇	一	一、三三

○大正九年七月末日現在受刑者刑名表 (△ハ減)

[illegible][illegible]

罪名	男	女	計	現月末日	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
竊盜	二六、一五	二六、一五	二六、一五	二七、〇〇	二八、五〇	二六	一、五九
強盜	二六、一五	二六、一五	二六、一五	二六、一五	二六、一五	二	〇
賭博及七富籤	二、三三	二、三三	二、三七	二、四八	三、三三	二四	九三
詐欺及七恐喝	五、三八	五、三八	五、五九	五、五三	五、九〇	六	五五
橫領	二、〇一	二、〇一	二、三三	二、五九	二、四三	六	三三
贓物ニ關ス	六、〇〇	六、〇〇	六、六	六、一	六、三	三	一八
毀棄及七隱匿	七	七	六	三	五	九	六
通貨偽造	二六	二六	三三	一元	二四	二	三三
文書、有價證券偽造	一、二六	一、二六	一、三三	二、二	一、二	三	八
印章偽造	三	三	三	三	四	一	三
偽證及七誣告	四	四	五	五	五	〇	元
猥褻姦淫及七重傷	四	四	四	四	三	〇	六
殺害	一、九四	一、九四	四	四	四	一	四
嬰兒殺	二、五三	二、五三	二、〇三	一、九九	一、九三	四	九
逮捕及七監禁	二	二	二	二	二	七	三

○大正九年七月末日現在在監受刑者罪名表（△ハ續）

[illegible]

ればならぬと、是は洵に結構の事新くあらんことを望まぬでないけれども其處には保護會として行過ぎた所がないとは云へない、それは元と保護會の主義成立ちと云ふものから考へ来れば判る、之を先づ外國の例に見るに英語にも「エイド、オプ、デスナヤ・シドメン」とて、唯だ其出獄人の一時の救済を意味するものがあり、佛語にも「バトロナーシ」にて親分とか世話人とか云ふ義にて、之も一時出獄者を世話して兎に角路頭に迷はさず、生活の道に就かしむると云ふのに外ならぬのであつて、何時迄も其人を引受けて且つ感化教養するは、保護會の領分とせないのである、若し然らずして或人の云ふ如くせば、それは即ち監獄の延長であり第二の監獄とならざるを得ない譯、而かも保護會は其の爲めに小數に限られて、多數の免囚は勢ひ引受けられざるとなる、故に分業と云ふのは世には、宗教家、慈善家、又は醫者、社會改良家など色々の領分を以て働く人々も團體もあるのだから、何も保護會が柄にもない總ての領分を肩かして、獨りで引受けてやる筋のものでもない、故に保護會としては前に述べる通り、成るべく一時的放免時の世話をするにと止めるを主義とせねばならぬ、本當の理想を云へば出獄前に本人に就き、よく其希望や技倆や其他個人的事情を調べ、以て豫じめ就職口を世話し置き、そして出獄する時は監獄から直ぐに其處に連れ行きて頼むやうにするのである、然るに今日の實況に照らせば何でも保護會に一旦引受ければ、其務めを盡さぬかのやうに考へ

寄 書

〇性慾的關係の犯罪者

大阪 菊屋 哲公

監獄に拘禁されて居る受刑者には、各其地方色が現はれて居る事は申すまでもない、東北、關東、中國、九州等皆その特色を異にして居て、近畿地方——同じ近畿でも三重、滋賀、和歌山、奈良等と、京都、神戸大阪等とは又其趣を異にするものがある、此等の事實は其監獄が雄辯に物語つて居るのである。

受刑者の觀察點にも種々の方面があるが、最も面白いのは犯由の觀察であらう、予は福岡地方に殺人、傷害罪の多いのに驚いて、その犯由を飲酒の風の盛大なるに歸し、受刑者をして禁酒せしめる事が、改善の第一手段であると信じた爲め、禁酒宣傳に勉めたのであるが、大阪地方に来て第一

而して其領分を越えた事迄もやる、是は大なる誤解と云はざるを得ぬ、それで尙ほ可笑な事は何れの時分から斯く稱し來つてゐるか知らぬけれども、彼の保護に一時、直接、間接、などとして意義甚だ不徹底の文字を用ひ來つてゐる事である、就中間接の文字の如き殆んど意味を爲さないとに慣用せられてゐるやうである、要するに保護事業の定義に歸り、尙ほ能く自惜する所あらば、今後の發達上にも非常に益する點が多からうと信ずる云々。

▲廢劊 論は大分世間に起つて來てゐるやうである、今は最早議論の時代を過ぎて實行の時代になつて來たやうである、各局長の談によれば獨乙の如き軍國主義の本家本元ですら、自分の留學中より治獄は勿論他の警衛に當らぬ高級司獄官は帶劊して居なかつた尤も都會を距る田舎の監獄には未だそうでない所もあつたが、併し治獄と帶劊との關係は最早論ずるにも及ばぬ迄に進んでゐるとの意見を示されて居られる、而して我邦に於ての問題として現はれるべしとの口氣をも洩されてゐる、差當り女監と幼年監の如き何人も其實況を視ては頗る驚かめざる者はあるまい、是等は如何に何と云つても當局者も今は默過するとは出来なからうと思はれる。(甲突生)

に氣のついたのは、犯罪の直接間接原因が、性慾關係から出て來たものの甚だ多いといふ事である無論犯罪の裏面には必ず女が在るといふ位で、何れの地方と雖も苟も犯罪の裏面には性慾關係の附隨して居る事は申すまでもないが、大阪に至つては殊にその著しいものがある、個人教誨を試みて女故の墮落であると懺悔するものを發見する事が甚だ多いのである、何れでも都市の犯罪は其通性として性慾關係から出立して居るものが多いに違ひはあるまいが、大阪に至つてはその好標本ではあるまいか。

食色は性なり、苟も人生に生存せる以上、生理上の關係から性慾に超然たる能はざるは言ふまでもないが、是れが爲めに犯罪者とまでなるものが多いといふに至つては、如何に此力が人間を支配するかを察することが出来る、但し犯罪者の中にも所謂道樂の程度に止つて、是が直ちに犯由とはなつてないものも多い、今茲に取扱つて見たいのは道樂の程度を越して、女色を犯由とするに立到つ

で居るもののみである。

大阪監獄は今や建築工事中である、受刑者の數も平素の大阪監獄よりは遙かに少い、その上特殊の技能を有するものの必要上、平素の状態よりは多少の加減を施してある、故に都市監獄の研究材料としては其自然状態を傷けられてある點に於て遺憾がないでもないが致方がない。

調査した人數は一千九百七十八人、内、性慾關係の犯由と見たものが五百五十四人である、實は八百人も千人もあるかも知れぬが、正確に調べた數はこれである、此五百五十四人に就て各種の方面から觀察して見た。

第一に罪質である、一般に窃盜の多い事は申迄もないが、性慾的犯罪者には著しくこれが多い、大阪監獄現在受刑者一九七八人に對して、窃盜が一一九四人、即ち百人中六十人の割合であるが、性慾的犯罪者の同監獄の割合は百人中七十一人の窃盜である、窃盜に次いで比例の高いのは横領罪である、全受刑者一一七人中、性慾的横領罪五三

人、それよりも尙一層高い比例を示して居るのは詐欺である、全受刑者の六七人に對して五〇人の上つて居るとは驚いたものではないか、これは此種の犯罪者が、被傭人に屬するものが多いので自己の欲望を滿すが爲に主人筋の財物を横領し、又は詐欺的行爲を敢てするに到る事の多いが爲であらう。

第二 犯數である、大阪監獄犯數別は、累犯の一一五三人に對し、初犯八二五人であるにも拘らず、性慾的受刑者の初犯は一九四人、累犯は四一〇人、即ち全受刑者より見れば、初犯は累犯の七〇、%なるに性慾關係受刑者に於ては、四七、%に過ぎざる状態である、これ性慾關係受刑者に於ては一般受刑者より、より多く累犯となり易き狀況を見るのである、換言すれば性慾的犯罪者は改悛率が低いと云ふ事になる。

第三には教育別である、

無教育

三八

尋常卒業以下

二九七

高小卒業以下

一五八

中學卒業以下

五六

中學卒業以上

五

此處にも教育の有無と性慾的犯罪者の多少とが尠からざる關係をもつて居る事を見るのである。

第四は犯由の内譯である、酒色併合より出て居るものが二九四人、漁色専門から出て居るものが二三五人、これ等は窃盜横領詐欺強盜強姦等に現れて居る、此の外に痴情一四人、嫉妬一人、これ等は放火となり殺人となり傷害等となつて居る酒色併合の犯由と密接の關係あるのは(第五)酒量である、即ち、

不 嗜

一八七

二合以下

一五九

五合以下

一一七

一升以下

五七

一升以上

三四

即ち二合以上の飲酒者の合計數二〇八人

犯罪の裏面に女が在ると云ふならば、その又裏

面に酒があると云はねばならぬ、性慾的行動も酒の力を借りて遂行する事が多いと云ふ事は事實である、此の種の犯罪者に改悛を促さんとするならば酒害の甚大なる事から説いて聞かさねばなるまい。

第六に如何なる性質の者が、性慾的犯罪に走り易いかを一瞥して見よう。

懦弱一七八、狡猾一五五、放縱一二一、浮薄

四〇、溫和一九、陰險一一、短慮八、伶俐五

偏狹四、執拗三、粗暴三、淡白二、魯鈍二、

質朴三

第七年齢に至つては、壯き時これを戒むる色にありの本文通り、三十歳以下が三八六人の多數に上り、四十歳以下が一四三人、五十歳以下に至つては、頗る減じて一八人、六十歳以下が六人、七十歳以下が一人と云ふ順序である、就中七十歳以下の一人は強姦致傷犯の初犯と云ふに至つては振つて居る。

第八住居、性慾的犯罪と密接の關係あるものは

住居である、都市に於ては此種の誘惑が多いので犯罪までもして其慾望を遂ぐるに至る、田舎では此の如き事情が比較的少い、但し性慾である以上は誘惑があらうがあるまいが、或時期に到達すればその發動を見るは止むを得ぬところである、故に田舎生活でも絶対に之を防止する事は不可能と言はねばならぬ、今之を左の三部に分類して見る

都市住居

四〇八

村落住居

九二

放浪生活

五四

出獄人保護機關が、その職業關係からして都市に於て多く經營せらるるは、一面止むを得ざるにしても、實は適當なる境遇を與ふる所以ではない少くとも性慾的關係の犯罪者交付なりとも、都會には置きたくないものである、困つた事には村落は犯罪者に對する排斥力が強いので、生れ故郷でありながら歸住するに躊躇する、此間の緩和策を講ずるは保護事業家の急務であらう。

第九に妻子の關係を見るに、無論性慾的犯罪の

無妻子者に多いといふ事は想像するにも難くない次第であるが、數字に現はして見ると、其實の餘りに明白なるに驚くのである、即ち

妻子なきもの

三八二人

妻子あるもの

一七二人

内譯

妻のみあるもの〔本妻〕

一二人

妻のいるもの〔内縁〕

九三人

妻子あるもの

六七人

妻子を與ふる事によつて、犯罪を防止し得るといふ信念は益々強くなる、予は之を結婚保護と稱して、保護當事者に注意を促して居る。

中には例外もある、妻子ある身を以て強姦致傷罪を犯したのもあれば、妻の連子と私通して出産せしめ、産兒を殺害したもの、而かも年齢四十八歳といふものもある、尙其しいのは六十五歳の強姦で立派に妻もあるといふ極端な例外もないではない。

第十、最後に職業の上から觀察して見たい。

ではあるが、大體性慾を犯由とする犯罪者の一般的状态を數字的に見る事が出来る、教化上多少の參考ともなり得るならばと思つて、貴重なる紙面を潰した所以である。

○犯罪の性質と諸方面の觀察

東京 勝水 淳行

甲、序論

社會に若し天才の存することが誇りであるとするならば、同じく犯罪人の存することを以て自ら慚愧せねばならぬ、何となれば犯罪の行爲は人に屬するも、犯罪の現象は社會に屬するからであるとは、社會學の曉將タルドの喝破せる所である。然り、犯罪は社會的現象にして犯罪人は社會生活の所生である。歴史の語る所によれば、幾多の天才英傑が輩出して、社會の進歩に貢獻してゐる反面には、又幾多の狗彘亂賊が出て、社會生活を脅威してゐる。而もこれ等は共に社會現象と稱せら

仲	仕	大	工
鍛	冶	舟	乘
手	傳	車	夫
馬	曳	農	夫
菓子	職	印	工
メリヤス	工	土	方
理髮	職	疊	職
會社事務員	九人	自轉車職工	六人
妓	丁	桶	工
吳服店員	六人	無職	二五人

其他、三人以下の職業は多數にして、數十種に上つて居る、大阪監獄の目下は、前述の通り建築工事の必要上、特殊技能のあるものを集めて居る關係上、職業別は自然狀態ではない、故に、一概には言はれないが、總じて收入の多い事は事實である、勞銀多き人々が貯蓄もせないて、酒に行き、女に走り、終には自己の力以外に其資金を調達せんとするに至るの事實は、到る處に見るのである以上の狀況は、調査としては頗る粗漫なるもの

るもので、社會なくんばこの事實もなく、生活なくんばその葛藤もない。げに歴史はこれ等の葛藤を反覆せるものである。

今これ等の葛藤を文化價值の上から見ると、正常的(Normal)現象と異常的(Abnormal)現象とに分つことが出来る。社會生活の條件を構成し、社會の進歩に貢献する現象は正常的現象にして、その生活條件を侵し、社會生活を危くせんとする現象は異常的現象である。前者は倫理、道德、法律、宗教、政治、産業、學術等の類にして、後者は疾病、災害、戦争等の類これである。

而して犯罪の起源は社會と共に存し、人類の發達史の半面は、犯罪史なりと云ふも過言に非ざる程遼遠なる起源と根深き根柢とを有するもので、ホッブスが原始社會の状態を論じて、萬人を敵とする(Bellum omnium contra omnes)状態と云つたのは一面の眞理を語るものにして、この消息を傳ふるものである。

而してこの犯罪現象は、常に人類にのみ存する

許りてなく、既に動物の間にも、犯罪類似的現象の存するのを見るのである。例へば昆蟲學者の觀察する所によると、職蜂職蟻が食物の蒐集巢の造營及び掃除等をなす場合に當つて、其の職務を怠りその勞に服せざる時は、種族保存の本能上よりして、これを群外に放逐するとか、或はこれを咬み殺す等のことがある。又象、猿の類に於てもその屬としての不良行爲がある時は、これを制裁することがあるとのことである。けれどもこれ等は正しく犯罪とか刑罰とか云ふべきものではなくその本能生活による一種の反射的行動として觀察するものが妥當なるものであらう。去りながら、これ等の事實に於て、犯罪及び刑罰類似的行動が、既に動物の間にも存在することが認めらるるのには特に注意すべき點である。即ちより高等に、より發達せる人類の間に、犯罪現象の存することは、その基礎を動物に於ける、叙上の如き不良活動に發するものと云ふべきで、犯罪は社會とその起源を共にするものと推論しても、敢て不當のことと

はあるまい。

此の如く犯罪は社會に於ける自然的所産にして人類の飽くなき欲望と本能とに、その起源を發するものと云ふべく、人類が社會生活を營むや、その欲望の跳梁と飽くなき本能の作用とはここに個人の或るものを驅つて、其の種族その部落の危害をも顧みず、自己のみの飽滿を得んとする行爲に出て、ここに犯罪的作用を現出するに至るのである。故に社會生活が無ければ犯罪人なく社會がなければ又犯罪現象もない、實に社會と犯罪とは分離することの出来ぬものと云はねばならぬ。さればラカチニユーが社會は當然の報酬として犯罪者を出せりと云つたのは、誠によくこの消息を傳ふるもので、犯罪と社會との關係を云ひ現はせるものである。

犯罪の起源及び社會との關係は、極めて臆げながら略ぼ以上の如くであるが、今この現象の要素を觀察するに、大略三個の部門から成る。犯罪の事實(Criminal fact)犯罪人(Criminal man)社會(Society)

(Society)これである。ウントに従へば凡て科學の構成せらるる可能條件は、その研究の對象によつて規定せらるるのであるが、犯罪に關する科學の對象も、その見點の如何によつて、諸種の方面から考究することが出来る。即ち主として犯罪事實を研究の對象とするのがあり、犯罪人を研究の對象とするのがあり、社會を研究の對象とするのがある。而してこの對象如何によつて、それ／＼異つた研究の分野が開拓せられ、各種の犯罪的科學が分化して行くのである。刑法論、刑事人類學、刑事心理學、刑事社會學、これ等は皆各特異の方面を研究對象とせることによつて、打開せられた學問で、眞に犯罪の本質を知らんとするには、これ等の科學を涉獵して、實際の事實を觀察せねばならぬけれどもこれ等の科學を詳叙するのは、後日の機會に譲ることとして、ここには犯罪の方面から觀察して、その表現せられた點に於て、その性質を考究して見よう。

今犯罪の表現する各方面を觀察すると、大體四

方面に向つて表はれる。即ち法律現象として、社會現象として、表現するものである。故に正確に犯罪の概念を規定せんとするには、この四方面から考究して、その觀念の中核を突かねばならぬ。就ては先づ法律的現象としての犯罪から觀察することとする。

乙 法律的觀察

一 由來及思想

犯罪を法律的現象として觀察することは、餘り古いことではない。太古に於ては東西共に思想の分化が未だ明かてなかつたから、天に背くことであるともせられ、神意に反することであるともせられ、宗教的傾向を帶んでゐた。希臘時代とか春秋時代とかの如きは幾多の思想が勃興したから、犯罪に對する考へも幾分分化したけれども、その思想の根柢は尙道德的哲學的傾向を帶んでゐた。其後中世期の如く宗教が權力を得るに至り、教會が國家の上に位する様になつては、再び宗教的色彩が濃厚となつて來た。

此の如く犯罪は、随分久しい間、哲學的宗教的現象として取り扱はれたもので、眞の意味に於ける法律現象としての取り扱ひを受けなかつたのである。而して眞の意味に於ける法律現象としての犯罪が認められる様になつたのは、宗教、道德、法律がそれ／＼分化して、社會的現象として各自獨立の地位を占有することが、認められる様になつてからのことである。

現今は犯罪と云ふ時は、通常法律現象として取り扱はれ、その意義も亦法律の定むる所によつて規定せられる。これ今日に於ける犯罪觀の常態である。而してこの法律的觀察に於て、一新時期を劃したものは、伊太利のベッカリア(C. Beccaria, 1738—1794)である。

國家に提供する點に於て成立する。而して各個人は國家契約により、互に其の權利を侵害しないと云ふ義務を有し、この義務を履行することによつて正義が存する。犯罪はこの義務に違反することである。換言すれば各個人がその義務に違反し、他人の權利を侵害し、或はこれを危険ならしむるものが犯罪であるとしたのである。尙氏はこの思想の立場から當時の刑事組織を批評し、死刑廢止論を高調した。

蓋しベッカリアの觀察は、一種の社會哲學の立場から立論せるもので、今日に於てはその國家契約説の如きは、全然科學上の價值を失つてゐるけれども、その當時に於ては學界を驚倒せしめた卓見で、その思想の中心は、契約を破棄することによつて生ずる義務違反、權利侵害、秩序毀損等を以て犯罪とするもので、今の所謂法律的觀察であるこの思想は從來の哲學的神學的觀察に反對して、その弊害を指摘し、實際の事實について革新を高調したものであるから、立法裁判上多大の影響を

與へ、その見地より流出せる諸種の改良論は、著々實効を奏するに至つた。

今このベッカリアによつて開拓せられた、刑事學説の發達を述べてゐる餘裕を持たぬから、直にその最新思想の代表者たる、リスト(V. List)の犯罪觀を瞥見することゝしよう。リストによれば、犯罪とは國家が刑罰制裁を科せる不正である。不正とは、刑事上の不正即ち犯罪に關すると、私法上の犯罪に關するを問はず、有責違法の行爲を指すのであると定義してゐる。リストはこの概念に基いて、尙ほその意義を詳説して、第一に之れを行爲として、第二に之れを違法の行爲として、第三に之れを責任ある行爲として、第四に之れを刑罰を科すべき不正と刑罰を科せない不正とに區別して、論究すべきものであるとしてゐる。今この概念の批評は後にまはして、その着眼點を説明することゝしよう。

二 法律的觀察の着眼點

今この法律現象として提供せられた犯罪の概念

を分解して見ると、先づ第一に法律的事實として個々の行為を観察するものであることが判る。即ち法律の立場から人の行為を観察するのである。其見方を圖によつて示せば左の如くである。

法律的事實
 非人的事實
 人爲的行為
 法律行為
 民事責任
 不法行為
 刑事責任

非人的事實とは、法律上の出来事であつても、それが人爲作用でない場合を指すのである。例へば死と云ふことは重大なる法律上の事實である。けれども其死が他の意志によつて強要せられたものでもなく、自己の意志によつて決行したものでもなく、疾病或は天災地變等の、不可抗力によつて生じたものならば、非人的事實として取り扱はれるのである。

又人爲的行為とは、云ふ迄もなく意識的行為を指すのであるが、これを二種に分つて觀察する。即ち適法に正當の行為をなすのを法律行為と云ひ

法律上の保護を受けるものである。不法行為とは勿論法律違反の行為である。而してこの不法行為に作爲の不法行為と不作爲の不法行為とを分つのであるが、共に法律違反の行為として責任を負はねばならぬことは同じである。而してこの不法行為の責任に民事責任を科するものと刑事責任を科するものと兩種ある。民事責任とはその不法行為によつて生じた損害を、賠償せねばならぬ行為であり。刑事責任とはその不法行為に對して、刑事上の責任即ち刑罰を科せられねばならぬ行為である。犯罪とはこの刑事責任を科せられた不法行為である。

法律的事實に於ては、この刑事責任を科すべき一定の犯罪行為があると、その犯罪を以て如何なる刑事制裁を科すべきか眼目なるにより、その事實に立脚して法文を案ずる次第であるから、自個々の犯罪行為を分析して、その擬すべき法規制裁を見せんとするのである。

第二、主として行為そのものに着眼して、その

結果如何には重きを置かぬ。既に犯罪行為を以て刑罰を科せんとすることを前提とするから、その行為を観察するにも、如何なる意志を以て敢行したか、或は初期であるか反覆せられてゐるか、或は既遂であるか未遂であるか、或はその人格は墮落してゐるか居らないか、或はその事實が複雑であるか單純であるか等の事項を主として考察し、以て科刑の標準を定めんとするけれども、その犯罪行為が社會に及ぼす影響等には、敢て重きを置かうとしない。換言すれば法律的事實に於ては、社會に與ふる實害の程度と云ふことよりも、犯罪者の人格如何と云ふことに重きを置いて考察するのである。

第三、一定の行為は法律に抵觸するからに着眼する。法律的事實に於ては、科刑を以て、目標とせる爲め、常に犯罪の有無を以て、行為を観察するものである。即ち人の行為を観察するに、常に二面の責任を付すのである。これ即ち前記の刑事責任と民事責任とである。一定の不法行為が

ありとせんに、民事上の責任を負担するのみで差支へなき時は、只損害を賠償するのみであるが、若しその行為が民事上の責任のみでなく、進んで刑事上の責任をも負はねばならぬ時は、これを犯罪として刑罰なる制裁を科するに至るのである。茲に於て刑事責任と民事責任との性質につき、一言を付せんに、法律上の意味に於ては、民事責任即ち損害賠償は、生じたる損害の補償を意味するものにして、不法行為から生じた缺陷を填充して、社會の平靜を恢復せんことを目的とするものである。又刑事責任即ち刑罰は、既に生じた實害ばかりでなく、將に生ぜんとする害惡の豫防を意味するもので、既往の害惡を排除すると共に、將來の安寧を保持することを目的とするものである。即ち民事責任は既成の損害を目標とするが爲め、責任の大小は實害の大小によつて規定せられ、刑事責任は將來の害惡を目標とするが爲め、責任の輕重は犯意の大小即ち犯人の人格如何によつて規定せらるるものとす。只茲に注意すべきは、

民事責任即ち損害を賠償せるが爲め、刑事責任即ち刑罰を免るゝかと云ふに、左様の事は出来ぬことである。竊盜犯者はその竊取せる物品を被害に還付し、或は賠償したからとて、刑罰を免れると云ふことは出来ぬ。故に刑事上の犯罪は、二重の責任を負はざるべからざるものである。但だ其行爲にして、將來再び犯罪を繰り返す恐れなきか、或はその實害の輕微なる時は、特に不起訴或は執行猶豫の特典を附與して、その責任を緩和して反省を促すことである。

此の如く法律的觀察に於ては、その行爲の條件が如何なる事情によるとも、又その結果が如何なる影響を與ふるとも、それ等の事は主要なる問題ではなく、行爲そのものについて考察し、若しその行爲が刑事上の責任を免がるべきものでない時は、直にこれに刑罰なる制裁を科するのである。故に時には往々不注意又は輕率によつてなせる行爲でも、犯罪として處斷せられることがある。例へば會社員役場員にして、その會社その町村の發

展を計る爲めにせることも、その手段方法を誤り法の手續を亂すが如き場合には、案外にも刑事上の責任を問はれる様なことがある。換言すれば省みて自己の良心には慚すべき事に非ずとしても法規の條文に照らして回避すべからざる行爲である時は、犯罪としてその責任を負はせられても、如何ともすることが出来ぬものである。

第四、罪責の有無を標準とする。一見違法不正の行爲であつても、白痴、痴呆の如き精神病者の行爲である時は、刑事上の責任を負担することが出来ないから、罪責を付することが出来ぬ。又放火殺人の如き兇惡な犯罪行爲でも、法律上の責任無能力者たる時は、よしその行爲が滿々たる惡意を抱懷してゐるとしても處罰することが出来ぬ。即ち精神病者は完全なる人格を有しないから、又十四歳以下の幼者は意識作用が完全に發達しないから、といふ理由の下に無能力者とせられるのである。此の點に於ては、或る意味に於て前項と殆ど對角線的の反對の觀を呈するのである。

雜誌

○予は看守諸君と語る(四〇)

典獄 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、

千百の議論も、一の實行に及ばざるは言を俟たず、即ち在監人に對する司獄官の威信が、唯だ黙々として忠實に其職分を竭すことに由つてのみ、確實に保有せらるゝは、經驗ある諸君の熟知せらるゝ所也、然るに口は素と調法なるが故に、時勢と共に人は益々之を利用するを知ると同時に濫用の弊に陥りたるも亦た餘義なき次第と云ふ可し。

彼等は唯だ何事も口先によつてのみ、成遂げ得べしと爲す、是に於て平口先き計りの輕薄才子、彌々世に多くならざるを得ず、而かも實行乏しさが爲めに、人と人との信用は自然地に拂ひ、社會組織の紐帶となるべき、同情愛憐も遂に稀薄にな



り、斯くて利己一天張の世の中となるの結果は、互に相排擠するに至るは、必然の勢ひと云ふ可し。吾人司獄官は斯かる風潮の中に在つて蹟きたる多くの在監人を相手とする者なれば、差當り先づ彼等に對するに、寡言實行を以て、對症の適藥と爲さる可らず、是れ素より平凡の見解也、然れども此もの無くば、實驗上何物を以てしても、其效なきは著明の事實なるを奈何、何人か之に向つて異論あるべけんや。

然れば總ての規則の厲行も、教令の徹底も、司獄官の躬行實踐を通さずしては、何事も其結果を見る能はずして、空の空に歸するは、最早一點の疑ひなき所に非ずや、予は茲に繁瑣なる議論の無用なるを認む、何となれば議論を排せんとして、却て議論に陥るの誹あれば也、故に左に寡言實行の生れる根本精神に就て、簡明に予の所見を語らしめよ。

一 義勇公に奉ぜよとは、明治大帝の聖訓であつ

今日の言葉では、義勇奉公の事を社會奉仕と云ふのである、社會奉仕といへば取も直さず、日常生活に於て小事に忠に、めい／＼の立場から各職分を通ふして、國の爲め人の爲めに私を捨て精勵すること、語を換へて云へば自分の榮達の上に熱中せざること、即ち世の中は唯だ自己の爲めのみに存立せないのだから、自己の欲望をのみ遂ぐる所でない信じ、世の中の仕事はどんなツマラヌものでも人の爲めなれば勵みて爲すべく、どんな厭な仕事でも、國の爲め人の爲めなれば、喜んで盡すべく、此覺悟と熱心とを以て、蔭日向の區別なく銘々己が持場に全力を注ぐことを意味して云ふのである。

四

眞個の社會奉仕は、先づ各人が其人世觀より改めて來ない以上は、完全に遂げられるものではない彼の何事も自己本位で、總ての事皆な自己の名榮利達より打算し、恰かも國家の利益と人の利益は、自分の欲望を充たすこと其れ自體が

て我國民は小學時代即ち白紙時代から、簞々服膺するやうに、丁寧親切に教へ込まれてゐるのである、而して又た之が更に衍義されて、廣く一般に咀嚼玩味せられるやうに、之が趣旨徹底に就ては、殆んど遺憾なき迄に、方法の盡されてゐるのは是れてないか、然るにも拘はらず其實際からいへば、其割合に我國民の日常生活に、織り込まれてないものは、又た此聖訓ではあるまいか。

二

勿體なくも斯く迄に力の盡された聖訓が、猶ほ其效果の乏しきと今日の如きである所以のものは、國民性の不靈に基くか、將又た世界の惡風潮の甚しきに由るか、其邊の事は暫く措き、兎に角事實に於ては獨り我國のみならず、世界共通に義勇奉公の一事が行はれない、殊に困ることは我國が一番其様であるやうに思はれることである。

三

それだと、勝手の論法を以て國家社會をば、自家の爲めにのみ存立せるものかの如く、思惟してゐるやうな人生觀では、到底社會奉仕といふ精神は出て來様がないのである、されば今日の我國民に完全の社會奉仕を望むは、些と無理かも知れぬ、何となれば根本の人生觀が社會奉仕を容易ならしむべく、其れ迄に未だ發達してゐないからである。

五

兎も角も奉仕の意味が十分に理解され、而して其精神が十分に湧いて來る人でなければ、監獄の職務は完全に盡せるものであるまい、勿論唯だお茶を濁して濟まないこともないから、形式的にいへば奉仕の心などはどうでもよいものだ、併し時代は是等精神的の事は、是非其眼醒めねばならぬ時に迫つて來た、切に言へば我國民は義勇公に奉ずる事は、單に國難の時奮然として起つ事とばかり考へてゐた時は過ぎ去つて今は常住不斷に奉公の心を以て、職分に忠に而

かも小事に全力を傾注し、熱心實意に奉公の誠を捧げねばならぬことに成つたのである。

六

縁の下の方持、是れこそ犠牲であつて奉公の實を現はすものと云はねばならぬ、若し人に見えがしに骨折るやうでは、殆んど奉仕の價値は零になつて仕舞ふ、司獄官中ても人知れず骨折る所の看守諸君の如く、最も多く奉仕の實を擧げつゝある者は尠からう、此點に於て最も大に敬意を拂ふべきものであることは云ふ迄もない諸君は不斷に義勇公に奉ずるの機會を與へられ而して現に公に奉じつゝあるのである、自重自任すべきは當さに諸君の身の上であるまいか、寡言實行も即ち悉く義勇奉公の精神に出づるもの、此精神なくんば如何に望みてもそれは總て空である、空の又た空である。

○藥 籠 (二九)

大阪 刈屋 老 龜

△短慮十戒

理齋隨筆に短慮を戒むる十戒がある、即ち、一には後悔あり、二には物くるし、三には其愚あらはる、四には智ある人親まず、五には他人に仇の思ひをなし、六には器を減ず、七には病を生ず、八には爭多し、九には苦勞多し、十には衆惡發す

△利害本位

西施といへる美人は、鏡に向ひてわがおもてを愛し、嫫母といへる惡女は、鏡にうつるかほのみにくきまゝに、鏡をさらひけりといへり、鏡のわるきにあらず、わがかほのよきとわろきとによるものなり、しかれば人のよきわが心のもてなしよきゆへなり、もてなしのなさけなくうらめしきはわが身のとなり、我心に叶ひて利分ある人をばよき人なりと譽めあげ、我心に叶はぬ利分もなき人をばあしき人なりと謗りのしる、愚なること

なり、必ず定まりてよき人あしき人はあるべからず、事につきものによりてよきもあり、きもあり木に虫のつきて葉を食ひ枝をそこなへば、人これを憎みてとりてふみ殺す、又わがために利分あるときは桑の葉をむしりとりて蠶を養ふなり(蓬戸筆談抄)

△四人と結婚

數年前、佛蘭西の一婦人が、オオベルヌの監獄で遠島追放の宣告を受けて出發を待つてゐる一四人と戀に落ち、官憲の許を得て天下晴れてその四人と夫婦になつた、式がすむと花嫁は直ぐに某家の女中となつて、一生懸命に金を溜め、後にそれを旅費にして、四人の良人が流されてゐる島に渡航した、また英吉利のマンチエスター市では、脱營の廉によつて拘引されたデブシーの一青年が、やはり同じデブシーの妙齡十八歳の娘と想思の仲となりましたが、警察の好意に依つて、これまた土地の教會で結婚式を擧げ、式がすむと花嫁は泣きの涙で、良人から引離されたさうである、その

席上では花婿を捕縛した探偵が仲人の役を勤めた

△良寛無言の意見

一人息子の放蕩が、何としても止まぬので、當時德望の高かつた良寛師に意見して貰うがよからうといふので、無理に良寛師を呼び込んで頼んだ、良寛上人は話が下手で、口をモグー／＼させて、何かその息子に言うて聞かせうとせられたけれど、何も得言はずにそのまゝ歸りかけた、息子はヤレ嬉しや、また耳の痛い言を聞かされると思つたに、マア助かつたと思つて玄關まで見送つた、スルト良寛師はその息子に草鞋の紐を結んでくれろと頼まれたから、息子は易い御用と早速紐を結んでゐると、ポト／＼と一滴、大きな熱い涙が息子の手の甲に落ちた。その時息子は何とも云へぬ氣になつて、それから良寛師のお弟子になつて、放蕩などは忘れて仕舞つた。

越後の良寛といへば、一休に次ぐ名僧といはれて、奇行の多い大徳であつた、藩主その名を聞いて聘せんとしたとき「焚くほどは風がもてくる木

の葉かな」と詠んで之を辭した。

△兒童の嫉妬心

兒童心理學者の報告によれば、生後まだ三ヶ月半の女の兒が、その姉が母の膝に抱かれて、接吻せられてゐるのを見て、非常に悲し氣な様子を表現はし、數秒時間見てゐた後、口をひつくり、眼に涙をたいて、すゝり泣を始め、恰も競争にても負けた如く、その顔を見るに耐えられないやうに頭を向けたといふことである、子供に玩具を與へんとする時でも、年齢の差別なく、子供に對しては同様のものを與へないと、争ひの起る場合が往々あるのを以て見ても嫉妬の子供にもあるのを知る事が出来る。

△階段の昇降

階子段の昇降の音によつて、その人の氣質を知ることが出来る、指先で音のせぬやうに、一段々づづ、規則正しく踏締めて昇り、踵の下し方に注意して降りる人は、十中八九までは眞面目な人で此様な人の家庭は概して整頓して居る、學校で見

ると、校長が謹直で且つ勤勉な人に多い、ガタビシと音を立て、不規則に昇降するのは、性急な人或不規律な人である、生徒がガタン／＼音を立て騒々しく昇降する學校は、後生大事と上上の規則のみ守つて居る無能な校長か、參觀人などあると狼狽する校長の居る處であるやうな、それから此音でその人の心理状態も察することも出来る、平生謹直だと稱されて居る人を訪問し、二階に通されたが暫くして、その人の昇つて来る音が意外に騒々しいので、はてなと思つた、處が段々話して見ると會社を失策つた弟と言ひ争ひをして、間もなく自分が訪問したのであつた、心配事のある人の昇降は概して不規則で、そして音は極めて重く、しとの事、處によると「昇降に注意されたし」といふ札を掲げて居る處もあるが、あまり効果が無い、又或る家又は或學校では降り口の目につく處へ、大きく「しづかに」といふ札を、二三段昇ると「かろく」といふ札を掲示されて居る處がある、これは却々にさゝ目があるさうである。

△桑原長孝の祖先

雷鳴の時、桑原々と云へば、落雷の難を免れる、これは昔公が雷に化けて上京し、洛中洛外を暴れ廻つた時、近江の桑原といふ親族は、雷が鳴つても俺は桑原だぞと云つて其難を免れたといふ傳説、其桑原が近頃有名だつた殺人子爵桑原長孝とかいふ人の家である、昔の昔公は雷になつて大臣を掴み殺し、今の桑原子爵はピストルを發射して他人の妻君を殺す、時世は變遷したものである。

○幼年監に於ける司獄官の帶劍に就て

小橋川生

監獄官吏は典獄を初めとして凡てが帶劍で身を固めて居る或る者は更に拳銃を以て武裝して居るそして受刑者を威嚇して彼等の暴行や逃走を防止せんとして居る——而かも到底大人の敵にあらず

る彼のか弱い幼年の受刑者に對しても同様に——如此露骨な威嚇が果して教化の障害にならぬであらうか……人を教化するには先づ其信服を得なければならぬ、悦服せられなければ到底駄目也敬愛せらるゝか否は即教化の能否を決する先決問題と云ふべきである……

然るに囚人は常に劍を以て又銃を以て脅かされて居る、暴行を爲はせぬか噛み付はせぬか逃走しはせないかと恰も犇狂なる獅子か狼にても對する如く絶えず疑り深い眼光で最も露骨に監視されて居る、一體人を疑ふと云ふ事は人格の甚敷侮蔑である、併し受刑者としては如此侮辱を受けることも止むを得んかも知れん去りながら之が最も露骨に表はされては如何に受刑者と雖不快を感じざるを得まい、反抗して見たくもなるに違ない、之れが果して教化の妨げにならないだらうか……

故に少くとも監房工場教誨堂教場等に於て囚人の眼に觸るべき位置に立つ官吏は廢劍すべきである……丁年囚に付ては或は幾

分議論の餘地があるかも知れない、併し少年法矯正院法の實現も遠からざる今日に於て少年監に於ける官吏の廢劍は寧ろ時機後れたりの感がある。併し後れたりと雖爲さざるに優ること萬々なり。

○米國に於ける看守の試験問題と答案(二)

玄 知 生

本文は(Prison keeper Examination instruction)を翻譯したるものにして、譯文拙なるも意の存するところは稍捕へ得たるつもりなれば、此に紹介することゝはなしぬ。

一、問。國家は何故に、犯罪者の自由を奪ひて監獄に拘禁するの必要を認むるや、其主なる理由を説明せよ。

答。社會の治安上一定の規則を制定する必要を認むる故に、代議士は之に關する法律案を可決するものにして、此等の法律を遵奉せしむるために

違犯に對しては相當の罰を科する必要あり、違法が輕微なる場合にあつては、科料は充分なる責罰となるも、犯罪が非常に重且つ大なる場合にあつては、其違犯者を自由に放置することは危険なる故に、終身懲役又は死刑に處せざるべからず、然れども前記の如き重大ならざる場合に於ては、犯罪の程度に従つて刑の長短を定めざるべからず、而して犯罪が大なる時に之を罰せざるが如きは、社會の安寧を害する虞ある故に此等の者に對しては自由刑の制定を見たるなり、監獄に拘禁する目的が責罰にありや矯正にありやに關しては、種々なる異説存するも、現今に於ける一般的意向としては只矯正(譯者曰く改善主義のこと)をもつて理想として進行しつゝあるなり。

二、問。囚人に對して規律を嚴重に執行せざるべからざる必要を説け。

答。凡ての囚人は、犯罪の結果、責罰又は矯正の目的をもつて拘禁せられたるものなる故に、刑罰の重要な部分は獄則の遵守を強制することに

存せざるべからず、そは彼等が拘禁せられ居る理由が、規則を遵奉せざりしために存すればなり、又彼等をして放縱に流れしめざるやう、勝手氣儘なる行動を敢てなさしめざることも必要なり。監獄に於ける囚人の數は、常に戒護者の數より超過し居るをもつて、彼等に服従を強制することは戒護上最も安全なる方策と謂はざるべからず。三、問。囚人は一定の時間中、作業を科せられつつあるが、之が爲に彼等が受くる所の利益に關して知るところを述べよ。

答。萬事怠惰ほど過ちを生じやすきものは之にあらず、而して怠惰に反して有益なる仕事に従事するは過ちに陥らしめざるものなり。

自由を奪はれたる囚人が、何等かの作業を科せらるゝことは、最も當然なることにして、何等爲すこともなく狹隘なる監房内に、日夕生活するは、最も堪へ難き事なるべし、勞働てふ事は人生に於て重要なことに屬せり、囚人は云はれ、社會の損失なる故に之を補ふべく少くとも各自の生活を

凌ぐに足る作業を科するは適當なる處置と云はざるべからず、のみならず作業を科することは不知不諳の間に身體を養成するをもつて、健康上も亦有益なり。

監獄生活は可成的規則的ならざるべからず、日々勞働を爲すてふことは、監獄に居らざる吾人に於ても、規則正しく之に従事す、況や獄内にあるものに於ては當然かくあらざるべからず、殊に獄内にあるものは一層大切なりとす、獨り彼等に作業を科する事は雜念を起さしめざるためにも有效なりとす。



彙報

○被告人逃走逮捕

福島監獄若松分監拘禁殺人被告國分九兵衛(三五)は八月二日福島地方裁判所若松支部豫審判事の呼出に依り同支部へ出頭し午前十三時三十五分取調終了したれば看守は引卒歸監せんとて戒具を施さんとする瞬間逃走を企て同監支團差疾走したるを戒護監督部長直に逮捕せり。

○鹿兒島監獄大島分監 拘禁強盜被告守菊太郎(一六)は七月廿五日午前五時洗面の爲め出房し洗面に先ちて房內備付の貯水桶を携へ來り水の汲替を爲し之を房内に持込むや戒護看守の隙を窺ひ房前より突然同裏手に向ひ逃走し一旦女監に入り周圍板塀を乗越へ更に倉庫と事務室との間に設けたる板塀を越越し橋外道路に出で海岸方面に逃走せるを戒護看守直に追跡し難なく逮捕歸監せり

○浦和監獄陸谷分監拘禁強盜被告未達被告關口權造(三八)は八月十六日午後三時四十分頃他の被告四名と共に入浴中權造は湯の爲め多少通上せりとして他の者に先んじて浴槽を出でたるにより着衣の上浴場戸口前に佇立せしめ置きたるに突然逃走を企て浴場と事務所との區劃板塀の潜り門の扉を開き居るを奇貨として同所より脱出し直に表門假締の扉を押開きて何所ともなく逃走せり恰も當時事務所に在りて表門を見張り居たる看守は時を移さず追跡したるも同分監を距る三町餘の桑畑中に姿を見失ひたるより同看守は此旨分監長及本監に報告したれば總員の非常召集を行ひ各警察とも協力捜査に努めたも遂に踪跡を得ざりしが廿一日に至り本人が本籍地たる賀母の許に立廻りたる際豫て警戒中の警官の手に逮捕されたり。原因は同人は假出獄中斯る犯罪嫌疑者として拘禁されたるを深く恥ぢたる結果にして今尙ほ該犯邸に就ては絕對に冤罪なりと稱し居れり。

○鹿兒島監獄川内出張所拘禁強盜被告浦田茂三郎(四二)が去る六月二十四日午後四時運搬の爲出房中逃走せる由は既に本誌の報道せし所なるが今回福岡縣柳河區裁判所にて竊盜罪に依り懲役七年の言渡を受け久留米分監へ入監中なる矢立芳太郎(四七)なるものが逃走者に必達せる旨の報知に接し直に委細照會取調の結果逃走本人なる事判明したり。

○受刑者逃走逮捕

本年三月十四日大阪監獄若松分監を四名共謀して破獄逃走せる事件に就ては當時委細報道し置けるが内武藤市之助は全く踪跡不明の儘なりしが最近北海道北見國紋別郡興部村に於て鐵道工事人夫糧中地警察の手に逮捕されたる由

○名古屋監獄岡崎分監在監強盜懲役四年淺岡俊二(二五)は八月五日午前六時四十分頃工場に於て足袋底縫に從事中無斷にて戒護看守の背後を通過せんとするより咎めたるに尙無言にて行過ざんとするを以て看守は之を止めんとせしも應ぜず工場外に駆け出し工場側側の橋にある開戸を押開き櫓を攀ちて外塀に至り同所より外

部に飛降り逃走を企てたるも看守數名直に追跡し同監を距る四丁餘の地路に於て難なく逮捕歸監せり。

○函館監獄在監強盜詐欺懲役二年本間龍夫(一六)は八月五日午後零時三十分頃居房裏窓硝子障子二枚を外し之を房壁に立掛け踏臺と爲し裏窓鐵格子に登り頭を力を入れて天井板を押外して天井に這昇りて事務室上に至り天井板を破壊し豫て所持せし網糸を梁に結び付け之によりて迂り降り事務室より脱出し附近の井戸傍に在りし洗足用の盥を携來り之を板壁に立掛け踏臺と爲し命板塀の外側の柱ポルト止め即ち板塀内部に現はれたる止め金を携帶せし網糸を輪に結び其一端を懸け之を足掛りとし午後一時三十分頃脱逃逃走せり。同五十五分に至り典獄巡視の際此事實を發見し直に追跡に着手し極力捜査の結果同日午後四時十分頃同監を距る十二丁餘なる商家の物置に潜伏し居たるを發見し難なく逮捕歸監せり。○大正六年一月十八日福岡監獄久留米分監を破獄逃走せる竊盜懲役十年田嶋芳右衛門は其後巧に所在を晦し居たるが山口縣厚狭郡宇部村西新川海岸通り一丁目に居住し炭坑々夫稼に従事中本年七月廿五日同地警察署巡查の手に逮捕せられたり。

○被告人共謀逃走

松山監獄大洲出張所拘禁強盜被告堀尾嘉市(二六)同森野諭吉(二四)は八月十四日午前六時二十分頃便捨

の爲め看守は彼等の監房に到り拘禁者四名の内一名を便捨の爲め出房せしめ三名をば監房捜査の爲め一時出房監房前廊下に立たしめ看守は房内に入り捜査せんとするや三名の内前記堀尾嘉市は急

遶房扉を閉鎖し同時に豫て隠合せたる森野諭吉と共に廊下より事務室に通ずる出入口を経て事務室に入り支團を投げ出で表板塀に付設せる通用門を出で表門より監外に逃走せり。監房内に閉鎖せられたる看守は即時其逃走の目的なるを覺知し便捨場に在りし看守を大聲連呼し且つ警笛を鳴らしたれば小使直に馳付來りしを以て小使をして開扉せしめ各要部に通報中一方同出張所主任看守部長は官舎に在りて朝食中監房方面に警笛を聞き直に戸外に飛出したるに恰も彼等二名表門より逃走の利那なりしを以て即時追跡し出張所を距る三丁餘の街路上に於て森野諭吉を取押ふるを得たるも相前後して逃走せる堀尾嘉市は不幸にして逮捕するを得ず止むなく一旦出張所に引返し諭吉を他の看守に託して再び犯人の逃走方面に追跡せるも遂に踪跡を得ず依て此旨本監及各警察署にも急報し極力各要所に向つて捜査に努めたるも未だ逮捕するに至らず。

○受刑者傷害

豊多摩監獄在監受刑者放火未遂懲役五年鎌田喜太郎(三二)、強盜傷人懲役五年大原庄吉(三三)は平素意志の疎

通を缺き居たる由なるが八月廿八日工場に於て指物工に従事中惣細の事より口論を始め互に手拳にて殴り合ひしも他因の仲裁看守の調成にて一旦鎮靜したるも喜太郎は憤懣抑へ難く午前六時五十分頃に至り作業用斧を以て庄吉の頭部を殴打せしが幸に斧の背部なりしを以て生命には別條なかりしも約十日間の休業を要する創傷を負はしめたり。

○縊死一束

關西監獄在監囚盜懲役二年六月加藤邦作(二九)は肺結核にて重症なるより刑の執行停止を爲すべく引取人たる實文に交渉せしめ引取不承諾を申出でしより本人は内妻に發信せしめ之又何等の返信を得ざりしより悲觀せるものか七月三十日午後九時頃病監の壁に取付けたる書櫃の支木に貨與の手拭を引裂き縛ひ合せるものを懸けて縊せり間もなく看守之を見發し應急手當を加へたるも何分重病の除の事として蘇生するに至らず。

八日午前五時七分頃居房蚊帳の中に臥床したる僅貨與の三尺帶を頸部に二重に捲付け之を緊縛 兩手にて締め縊死を遂げたり。同三十分頃看守は起床の號令を發するも應答なきより不善を懷き格千外より蚊帳を捲りて之を見發したるものなりしと。

○受刑者死

三池監獄在監受刑者強盜懲役十五年平山直吉(四九)は八月二十七日宮ノ原炭坑に於て日雇夫雜役に就業の處獎勵品取寄の爲め坑底へ向け降坑途中午前十一時三十分頃捲き揚げ中の炭面のクルック俄然切斷したる爲め積載の炭面急轉直下し來り避難の遑なく其炭面に觸れ約四五間創れ飛ばされ重傷を負ひ一旦病監に收容して手當を施せしも同日午後二時五十分遂に絶命せり

口札幌監獄札幌區分監在監囚文書偽造淺田直吉(三八)は今回の犯罪にて四年間在監せば妻子の身の上の如何になり行くやらんと頃聞しつゝありしが八月廿六日午前六時半頃居房上部回轉窓にある鐵ボートに監房常備の膳箱結用の紐及木綿手巾を結合したるものをかけ便器置場の間板を踏臺として垂下縊死せり。

秋田監獄大曲分監長ヲ命ス 看守長(豊多摩) 西原幸藏
松江監獄勤務ヲ命ス 看守長(大曲分監長) 高木安治郎
豊多摩監獄勤務ヲ命ス 看守長(徳島) 今井 決

口名古屋監獄岡崎分監在監囚詐欺懲役七月鈴木淺五郎は肺結核症に罹り病監に收容中なりしか病苦の結果八月廿一日午後六時居房に於て三尺帶を鐵格子にかけて縊死せり。

長野、膳所、岐阜各監獄ノ巡廻ヲ命ス
松井監獄事務官出張ニ付テ隨行ヲ命ス 司法屬 波部 新平
任看守長 徳島監獄看守 徳永有文

口岡山監獄久留米分監拘禁殺人被告村田金藏(三三)は最近別れ居たる内妻に復讐を迫りしも拒絶されしに悲觀せるものから八月十

新海、福島兩監獄ノ巡廻ヲ命ス 監獄事務官 辻 敬助
辻監獄事務官出張ニ付隨行ヲ命ス 司法屬 小山 鉦次
靜岡監獄沼津分監長ヲ命ス 看守長(靜岡) 渡邊 治三郎
叙正六位 看守長(廣島) 森 温
叙正七位 看守長(青森) 間山 喜代太郎
叙動八等授瑞寶章 看守長(廣瀨) 君塚 庄治郎
叙動八等授瑞寶章 看守長(前橋) 石井 俊三郎
叙動八等授瑞寶章 看守長(福岡) 廣 渡 秀 緒
叙動八等授瑞寶章 叙動七等授瑞寶章 京都監獄看守 佐々木 眞三郎
叙動七等授瑞寶章 叙動七等授瑞寶章 京都監獄看守 加登 藤太郎
叙動七等授瑞寶章 叙動七等授瑞寶章 京都監獄看守 青木 清藏
叙正八位 看守長(小宮) 小原 綱五郎

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

叙正六位

任看守長 長崎監獄看守 武 藤 亘
給九級俸 大分監獄勤務ヲ命ス
月俸五十三圓給與 名古屋監獄勤務ヲ命ス

本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に據

會 報

○贈與金

公文

○司法省職恩第六五六號

監

獄(豊多摩、東鴨、沖繩、函館ヲ除ク)

大正九年法律第十號施行ニ付監獄ニ於テ支給ヲ爲スモノニ關スル手續左ノ通心得ヘシ

一、巡查看守給助例ニ基ク給助年金ニシテ大正九年法律第十號ニ依リ増額ヲ受クルモノノ内監獄ニ於テ支給ヲ爲スモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タス更正年額ヲ表示シタル更正支給額ヲ調製シ之ヲ貼附シタル從前ノ證書ニ依リ更正年額

ヲ給ス

二、更正支給額票ハ司法省ニ於テ之ヲ調製シ支給監獄ニ送付シテ其ノ貼附ヲ爲サシム

三、典獄ハ更正支給額票調製資料トシテ各其ノ廳ニ於ケル大正九年七月三十一日現在各受給權者ニ就キ左記事項ヲ調査シ速ニ司法省ニ提出スヘシ

一 受給權者ノ氏名及本籍並出生年月日

一 給助ノ種類及年額

一 退職又ハ死亡現時ノ俸給

一 給助證書發行廳名

一 遺族ニ在テハ故看守ノ氏名(係)及其ノ續柄

四、前項ノ外受給權者ノ戸籍抄本(遺族ニ在テハ戸籍謄本)ニ給助證書寫ヲ添ヘ來十月十日限提出スヘシ

右訓令ス

大正九年九月九日

司法大臣 伯爵 大木 遠吉

原下

井 卓
香 潤 共 著(勝友叢書)
(第六編)獄中
日記
假出獄まで

菊判 百九十四頁
定價 金 壹 圓
郵送料 六 錢

最新刊

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地
振替口座番號東京二五〇五九

監獄協會

本書は著者十數年の間監獄教誨に従事せる傍仔細に囚情を視察し日々の教誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日毎の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者並に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推奨す

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座
番號
東京 貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正九年九月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行
編輯人
東京市牛込區市谷新久町六拾番地
北島良吉
印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富
印刷所
東京市神田區中藥榮町十七番地
中外印刷株式會社
發行所
東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
監獄協會
賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院